- ******************
 - 『初診時選定療養費 7,700円』
 - 『再診時選定療養費 3,300円』 をご負担いただいております。



初診時選定療養費(保険外併用療養費)とは

病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保険医療機関等からの紹介によらず、当該病院に直接来院した患者については、初診にかかる費用として、初診料等の医療費とは別に、7,700円(初診時選定療養費)を徴収し、2,000円を保険給付範囲から控除します。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

- 初診時、他の医療機関からの紹介状がなく来院された場合
- 当院での継続受診がなく、6ヶ月以上経過した場合

再診時選定療養費(保険外併用療養費)とは

病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の病院(200床未満)又は診療所に対し、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合、再診料等の医療費とは別に、3,300円(再診時選定療養費)を徴収し、500円を保険給付範囲から控除します。

下記の場合は『初・再診時選定療養費』はいただいておりません

- •救急車での来院等、緊急で診療を受けた方
- ・各種公費負担制度(指定難病、生活保護等)の受給対象の方等

令和4年10月1日改正

